資料2-4

## 新潟市 国家戦略特別区域 区域計画(案)

平成 28年8月31日新潟市国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(8) 名称:国家戦略道路占用事業

内容:エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の事業者が、それぞれの公道に各施設等を設置することにより、道路空間を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、まちに魅力と活力のある国際的な経済活動の拠点形成の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域に おいては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第5号の施設等とする。(事業実施 の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せ て講ずる。)

- ① 新潟交通株式会社
  - 市道南2-1号線(別紙1)

## 別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

市道南2-1号線





